

婚外子相続差別撤廃の民法改正案の閣議決定に関する声明

本日、婚外子の法定相続分を婚内子の2分の1とする規定を削除する民法改正案が閣議決定され、衆議院に提出されました。

これは、規定が「法の下での平等」を定めた憲法に違反し無効であると判断した9月4日の最高裁決定を受けたものであり、閣議決定は当然のことと受けとめます。しかしながら、あまりにも遅すぎる閣議決定であったということは否めません。

最高裁の違憲決定以降、これに否定的な国会議員が、最高裁判断を受け入れず、最高裁を誹謗し、婚外子の当事者を傷つける発言をしたことについて、驚きと憤りを覚えます。

また、憲法遵守義務のある立場の国会議員が憲法を否定し、三権分立の国家統治システムを壊すような発言を繰り返したことは、極めて不見識であると言わざるを得ません。

最高裁は、1995年の合憲決定において補足意見で立法での解決を求め、以降、立法府に法改正を求めてきましたが、法的拘束力のない補足意見は、受け止められるべき立法府の議員には届いていませんでした。むしろ、国会でたびたび「合憲」判断を理由に法改正に慎重な意見が出たという経緯をみれば、立法解決を望んできた最高裁が、立法不作為を助長させる結果を招いたといえます。

今回、出生届書に嫡出子、嫡出でない子の記載を義務付ける戸籍法49条の改正について、最高裁の合憲判決を理由に与党が法改正を見送ったことは、婚外子差別で問われた立法不作為を何ら反省していないものと強く抗議します。

法制審議会が法律案要綱を答申したのは婚外子相続分規定ではありません。夫婦同姓の強制、女子のみに規定している再婚禁止期間、男女で異なる婚姻最低年齢なども、婚外子相続分規定と同様に法改正が求められているのです。これらも諸外国ではみられない差別規定であり、国連から繰り返し改善を勧告されており、法改正しなければならない重要な人権問題であるということを強く主張します。

本日提出された民法改正案が一日も早く成立し、婚外子への相続差別の撤廃、さらに社会的差別の撤廃へとつながることを強く望みます。